

スマート・アクセス MEG™販売代理店規約

スタジオメグ株式会社

スタジオメグ株式会社（以下、「当社」という。）が提供するスマート・アクセスMEG™（クラウドサービスシステム、商品名以下「スマート・アクセス」という。）の販売を行うための販売代理店規約（以下、「本規約」という。）の運営内容やその申込方法等について、本規約で定めています。本規約の内容の全部又は一部に同意しない方については、販売代理店の登録をお断りしますので、販売代理店登録の申込の前に、必ず本規約の内容を確認してください。

第1章 本規約の目的

第1条（本規約の目的）

本規約は、販売代理店の運営及びその申込方法等について定めることを目的とします。

第2章 販売代理店の申込

第2条（申込の方法）

1. 販売代理店の申込者は、当社のウェブサイト上の販売代理店申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行う方法により販売代理店の申込を行うものとします。
2. 販売代理店の申込に際しては、本規約のすべての内容を確認してください。当社は、本規約の内容の全部又は一部に同意しない方については、販売代理店の登録をお断りしますので、その場合には第1項に定める申込のための送信の操作を行わないでください。

第3条（販売代理店の開始）

当社販売代理店（法人、個人）に登録する方は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から販売代理店を開始することができます。

- (1) 前条第1項に定める申込の情報が当社に到達すること。
- (2) 当社が販売代理店に対して承認の意思表示を行うこと。
- (3) 当社が販売代理店環境の初期設定を終え、販売代理店コードと報酬割合を付与した販売代理店開始メールが到達すること。

第4条（承認を行わない場合）

当社は、販売代理店の申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、販売代理店の申込に対して承認を行わないことがあります。

- (1) 本規約に违背することが明らかに予想される場合。
- (2) 販売代理店の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (3) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為に

よって確定的に販売代理店を登録する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。

(4) 反社会的勢力に該当する場合。

(5) 本人確認を行うことができない場合。

(6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 販売代理店規約の内容

第5条（販売代理店 基本運営内容）

1. 販売代理店は当社スマート・アクセスを習熟するとともにお客さまへ販売、サポート、管理を行うことを基本運営内容としています。
2. 販売代理店は、当社スマート・アクセスを第三者（お客さま）に販売をして、所定の報酬を受取ることができます。
3. 販売代理店の報酬は、販売を行ったお客さまが当社Webサイトより申込を行う際、付与された所定の販売代理店コードをお客さまに入力してもらうことが必要となります。

第6条（販売代理店へのサポート）

1. 当社は、スマート・アクセスに関する販売代理店からの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これにメールにて回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。

第7条（インターネットへの接続）

当社は、販売代理店がその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。サポートなどの利用に際しては、販売代理店の端末機器をインターネットに接続するための手段を販売代理店の責任において用意する必要があります。

第4章 販売代理店の義務

第8条（販売を行ったお客さまの管理）

1. 販売代理店は、販売を行ったお客さまについて自らの責任で適切に管理しなければなりません。
2. 販売代理店、第1項に定める販売における適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第9条（当社が行う販売代理店の管理）

1. 当社は、販売代理店に対し、インターネット上でID等による販売代理店アカウントを作成します。お客さま申込内容、報酬支払内容を確認することができます。
2. 当社は、前項の管理作業によって販売代理店に生じた損害について、一切責任を負い

ません。

第10条（ID等の管理）

1. 当社は、販売代理店が販売代理店アカウントにアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）を販売代理店は管理できます。
2. 販売代理店は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
3. 販売代理店は、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第11条（禁止行為）

販売代理店は、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者（お客さま）にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
- (3) 当社若しくは第三者（お客さま）の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (4) 第三者（お客さま）のプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (5) スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為。
- (6) 事実に反する情報又はその恐れのある情報を提供する行為。
- (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為。
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。

第12条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. 販売代理店は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものを入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本規約以外の目的でこれを利用してはいけません。
2. 前項の規定は、販売代理店の解除終了後も適用するものとします。

第13条（販売代理店と第三者（お客さま）との間における紛争）

1. 販売代理店は、本規約に際して第三者（お客さま）との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、その他一切の紛争について、販売代理店自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第14条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 販売代理店は、当社の承諾がない限り、本規約にもとづく販売代理店の地位、権利又は義務について、これを第三者（お客さま）に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。

第15条（当社からの通知）

1. 当社が販売代理店に対して電子メール、郵便又はファックス等で通知をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の通知の内容を販売代理店が理解しているものとして本規約の提供及びスマート・アクセスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等を販売代理店が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第16条（変更の届出）

1. 販売代理店の申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本規約の提供及びスマート・アクセスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本規約にもとづく販売代理店の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本規約にもとづく販売代理店の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第5章 免責

第17条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本規約に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、販売代理店がスマート・アクセスを販売することができなくなった場合であっても、これにより販売代理店に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により販売代理店又は第三者（お客さま）に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) データ等が滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) 販売代理店又は第三者（お客さま）がスマート・アクセスに接続することができず、又はスマート・アクセスに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本規約により又は本規約に関連して販売代理店又は第三者（お客さま）に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第19条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項その他の本規約に関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社と販売代理店の間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) スマート・アクセスが一定の品質を備えること。
 - (2) スマート・アクセスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) スマート・アクセスを利用することが第三者（お客さま）の権利を侵害するものではないこと。
2. 本規約は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他のサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第20条（消費者契約に関する免責の特則）

本規約の条項のうち、次の各号に掲げるものは、消費者である個人のお客さま（事業として又は事業のためにスマート・アクセスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) スマート・アクセスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) スマート・アクセスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、スマート・アクセスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第6章 報酬

第21条（報酬）

1. 当社は、販売代理店がお客さまにスマート・アクセス販売後、次の各号に掲げる料金のうち(1) 月額利用料金（クラウドサービス50GB、100GB、200GB、400GB、600GB、800GB）に所定の割合に応じた金額（以下、「報酬」という。）を販売代理店に支払うものとします。

※ (2) 月額利用料金（モバイル）及び(3) 初期（各種）設定料金は報酬の対象外です。

※別途カスタマイズによる開発・設定料金及び800GBを超える利用料金は報酬の対象外です。

利用料金の種類

- (1) 月額利用料金（クラウドサービス50GB、100GB、200GB、400GB、600GB、800GB）

- (2) 月額利用料金（モバイル）
- (3) 初期（各種）設定料金
- 2. 販売したお客さまが支払う利用料金が当社に入金確認後、販売代理店所定口座に報酬の振り込みを行います。
- 3. 本条の規定は、第26条の定めるところにより販売代理店登録が更新される場合にこれを準用します。

第22条（報酬のお支払書掲示）

- 1. 当社は、前条に規定するすべての報酬についてあらかじめその額を定め、販売代理店アカウントへお支払書掲載等、適当な方法でこれを販売代理店に知らせます。

第23条（報酬の支払方法）

- 1. 販売代理店所定の銀行預金口座への振込を行います。

第24条（報酬の支払時期）

- 1. 当社は、販売代理店が販売を行ったお客さまが支払う利用料金の月末入金確認後、翌月10日（営業日が休日の場合はその前日）に報酬を支払います。
※お客さまが支払う利用料金の月末入金が無い場合、報酬は支払いません。

第7章 販売代理店の登録更新及び終了等

第25条（基本登録期間）

販売代理店の基本登録期間は1カ月とします。

第26条（販売代理店登録の更新）

前条の基本登録期間の満了日までに、販売代理店が次条にもとづく登録解除を行わない限り、同一の内容で更新されるものとします。

第27条（販売代理店の行う登録解除）

- 1. 販売代理店は、いつでも販売代理店登録を解除することができます。
- 2. 前項の解除権を行使する場合には、販売代理店は当社に対して登録解除の通知を行う必要と当社がその通知の受理を行って成立します。

第28条（当社の行う登録解除）

- 1. 当社は、販売代理店について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で販売代理店の登録解除を行うことができます。
 - (1) 本規約の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
- 2. 当社が本条に定める登録解除を行ったときは、販売代理店は、登録解除の通知を販売代理店に送付した日をもって終了するものとします。

3. 当社は、本条に定める登録解除を行った場合であっても、その販売代理店に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第8章 紛争の解決等

第29条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。

第30条（裁判管轄）

本規約に関する訴えについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（紛争の解決のための努力）

販売代理店に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第9章 本規約の改定

第32条（本規約の改定）

当社は、実施する日を定めて本規約の内容を改定することがあります。その場合には、本規約の内容は、改定された本規約の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

本規約は、2013年11月1日から実施します。